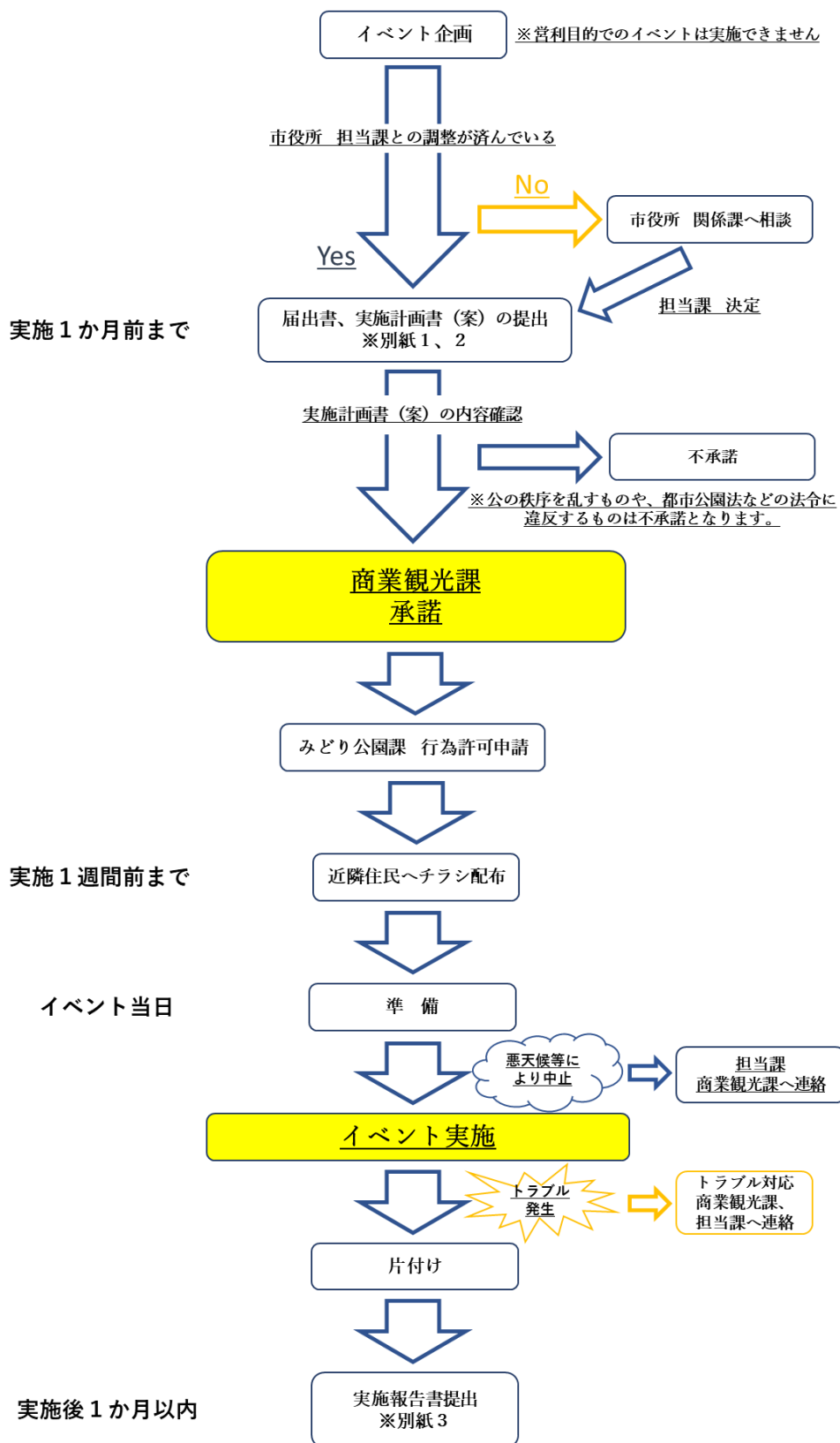


入間川にここにテラス イベント実施の手引き

令和7年8月

狭山市役所 商業観光課

1 イベント実施までの流れ

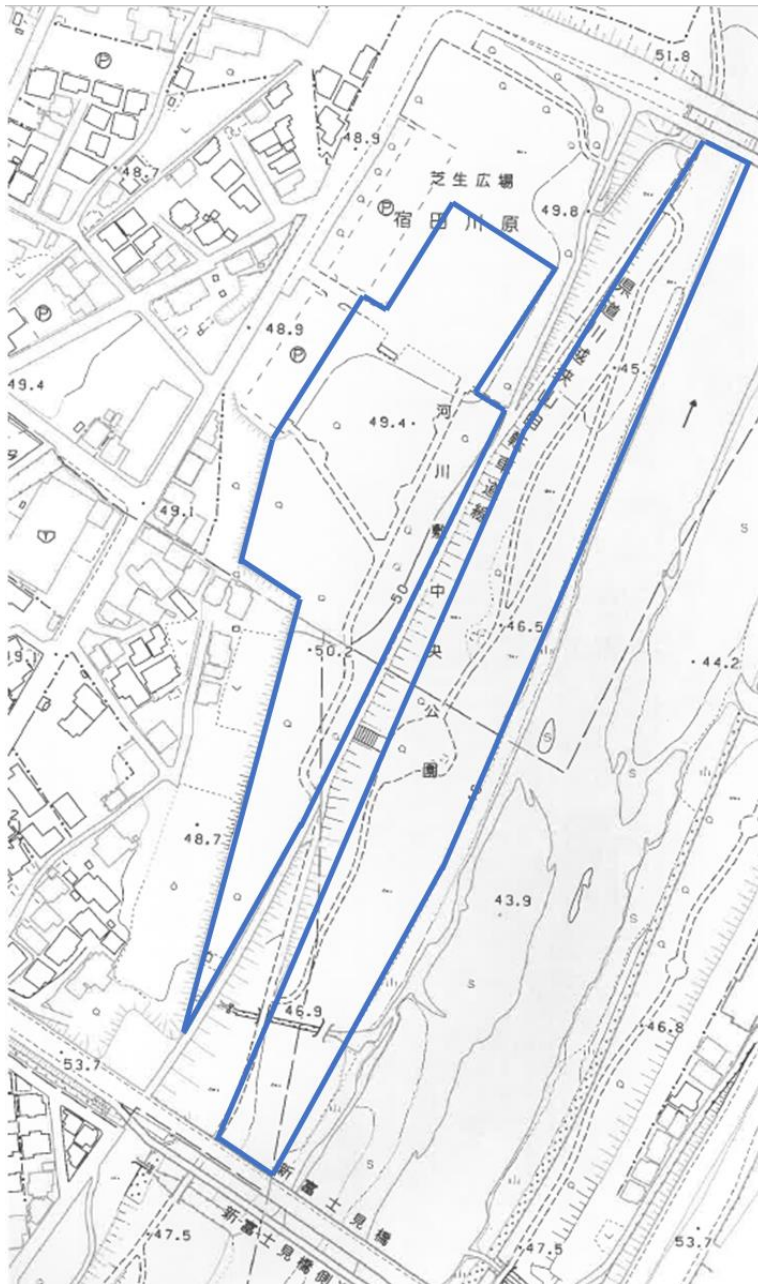


2 入間川にこここテラスの概要

◆所在地

埼玉県狭山市柏原2910-1内

◆イベントに利用できる範囲



※枠内の箇所、昭代橋から新富士見橋の間が対象になります。

※駐車場、遊具エリアは使用できません。

◆利用時間

午前 7 時から午後 9 時 30 分まで（イベントの実施時間は午前 9 時から午後 8 時まで）

※イベント内容によって利用時間は前後する場合があります。

※利用時間は必ず守ってください。

◆実施事業及び備品の貸し出しについて

入間川にこここテラスでは、絵本とレジャーシートを貸し出す「にこここ文庫」を実施しております。また、土、日、祝日には、「入間川にこここテラス活性化事業」にて、レジャーシートの貸し出しを行っております。イベントで貸し出しを希望する場合には、イベント実施計画書（案）（別紙 2）の備考欄に記載してください。

◆その他

(1)園内は車両通行禁止です。園内の駐車も認められません。

(2)園内での火気の使用は禁止です。

※ただし、キッチンカー内での使用は認めます。

3 イベント企画の注意事項

◆行為許可申請について

イベントを実施する場合は、みどり公園課に「行為許可申請」が必要となります。

申請方法等の確認はみどり公園課へお願いいたします。

◆営利目的でのイベント実施について

現在、入間川にこここテラスでは「入間川にこここテラス活性化事業」（令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日）を実施しており、野口自動車工業株式会社（さやまキッチンカー協会）を実施事業者として協定を締結し、キッチンカー等の事業を行っているため、その他の事業者の占有及び営利目的での使用は許可しておりません。

◆非営利目的でのイベント実施について

非営利目的でのイベントを実施する場合には、狭山市役所の担当課との調整が必要です。（担当課は当日のトラブル対応や緊急時の連絡先となります。）

担当課につきましては、イベント担当者から実施内容に関係のある課にご相談をお願いいたします。

※商業観光課を担当課にすることはできません。

◆イベント実施に伴う交通誘導について

入間川にここテラスは第1、第2駐車場併せて85台の駐車スペースがありますが、休日は満車となることがあります。

イベントの来場者が駐車場の台数を大幅に超えることが予想される場合には、別途駐車場を用意することや、駐車場に交通誘導員の配備、もしくはイベント関係者により交通誘導を行うなどの対応をお願いいたします。(誘導棒やベストは商業観光課で貸し出しております。)

※商業観光課では、イベント実施に伴う交通誘導員の配備は行いません。

※土、日、祝日、第1駐車場は民間事業者の契約により、交通誘導員を配備しております。(イベント実施に関する交通誘導は行いません)

※イベント関係者の駐車場利用はできません。

◆イベント実施に伴う音について

イベント実施に音響設備を使用する場合には、音が道路及び近隣住宅まで響くことがないようにしてください。(道路上での音の許容限度は55デシベルです。)

音によって、近隣住民等から苦情が出る恐れのあるイベントを行う場合は、利用者が事前に周辺地域に十分に説明を行い、周辺地域との良好な環境維持に努めてください。

◆イベントに使用する電気、水道について

園内に設置されている電気及び水道については、イベントの実施には使用できませんので、発電機等を使用するほか、水を持参するなどのご対応をお願いいたします。

4 届出について

◆届出の内容、方法など

届出については、イベント実施日の1か月前までに、イベント実施届出書(別紙1)及びイベント実施計画書(案)(別紙2)を書面又はメールにて提出してください。

(メールアドレス:kanko@city.sayama.saitama.jp)

※来場者の安全に影響が出る可能性がある場合や、近隣住民等への影響が考えられる場合には、イベント実施計画書(案)(別紙2)の備考欄に各事項の対応策について記載してください。

◆イベント実施の承諾について

- (1) イベント実施計画書の内容を確認し、実施の可否についてイベント実施承諾書（別紙 4）又はイベント実施不承諾書（別紙 5）を送付いたします。（届出から 1 週間程度を目安）
- (2) イベント内容が次のいずれかに該当する場合には、不承諾といたします。
 - ・ 公の秩序を乱し、善良な風俗を害する恐れがあると認められるとき。
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までに規定する暴力団の利益となると認められるとき。
 - ・ 施設や付帯設備・備品を破壊、滅失する恐れがあると認められるとき。
 - ・ 都市公園法又は狭山市都市公園条例、その他の関係法令に違反することが認められるとき。
- (3) 承諾後、イベント内容が前項目のいずれかに該当することが判明した場合や、提出書類に虚偽の記載があった場合には、承諾を取り消し、今後の利用を認めない場合があります。

5 届出からイベント実施までの手続きについて

◆チラシの配布

商業観光課の承諾が得られた後から、イベント実施の 1 週間前までに、近隣住民へイベントのチラシを配布してください。

配布方法は、各家へのポストインになります。対面でのチラシ配布は不要です。

※配布先については商業観光課からお伝えいたします。

6 イベント当日

◆準備について

- (1) 準備は午前 7 時以降に行ってください。
 - ※第 1、第 2 駐車場は午前 7 時より前には開放しません。
- (2) 準備のため、車両を園内に乗入れる場合には、イベント実施計画書（案）（別紙 2）の備考欄に乗入れる時間と台数等を記載してください。また、当日は担当課の職員立会いのもと、作業してください。

◆イベント実施中の対応について

(1)イベント実施中に事故や事件、トラブルがあった場合には、警察や消防等関係機関への通報やイベントの中止等、適切に対応し、速やかに担当課及び商業観光課に連絡してください。

狭山市役所 電話番号：04-2953-1111（土、日、祝日対応可）

(2)当日、悪天候等によりイベントを中止する場合には、速やかに担当課及び商業観光課まで連絡してください。

(3)発電機を利用する場合には、排気口等を川側に向けてください。

(4)煙やにおいが出るキッチンカーは、できる限り川に近い場所で営業するなど、近隣住民へ配慮してください。

(5)イベント実施中は、届出書に記載をした責任者、もしくはイベント全体を掌握する責任者が常駐し、担当課及び商業観光課と互いに連絡が取れるようにしてください。

(6)届出書、実施計画書に記載をした内容以外の行為は認められません。

(7)園内のトイレは、イベント担当者が使用状況について適宜確認を行ってください。

（トイレトーパーの確認や補充、トイレ内に体調の悪い方がいないかなど）

※トイレトーパーは商業観光課が事前にご用意いたします。

◆片付けについて

(1)イベント終了後は清掃を行い、ごみ類は必ず持ち帰ってください。

(2)園内全てのものはイベント実施後に原状復帰をしてください。原状復帰ができなかったものや園内施設の破損を確認した場合には、イベント実施報告書（別紙3）に記載し、今後の対応について商業観光課まで連絡してください。

◆免責について

(1)天災地変などの不可抗力によって、イベントを実施できなくなった場合の損害について、狭山市はその責任を負いません。

(2)他の利用者や、団体の不適切な利用によってイベント実施に支障が生じた場合の損害について、狭山市はその責任を負いません。

7 イベント終了後

◆実施報告書について

- (1) イベント終了後、1か月以内に実施報告書（別紙3）を商業観光課まで提出してください。
- (2) イベント実施中にあった事故やクレーム等については、翌日以降に商業観光課まで電話やメールで報告してください。

8 問い合わせ先

利用に関するお問い合わせ、ご相談、利用手続き等については、以下の問い合わせ先までお願いいたします。

狭山市役所 商業観光課（〒350-1380 埼玉県狭山市入間川 1-23-5）

電話番号：04-2937-7538

F A X：04-2954-6262

メールアドレス：kanko@city.sayama.saitama.jp